

## 海外旅費細則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、この細則を定める。なお、「海外旅費」とは、本会の活動（受託の場合を除く。）等のために外国へ旅行をする場合の費用である。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(旅費の構成)

第2条 旅費の構成は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料とする。ただし、土砂災害緊急調査細則に規定する日本地すべり学会調査団にあつては、海外旅行保険を追加する。

2 航空賃、鉄道賃、船賃および車賃は、普通車または普通クラスのそれを原則とする。ただし、合理的な範囲において、鉄道の特急料金及び急行料金を含めることができる。

3 宿泊料は実費とし、別表(1)を上限とする。

4 日当及び支度料は支給しない。

(旅費の請求)

第3条 旅費は実費精算を基本とし、旅行者は、旅行終了後すみやかに、領収書等金額を証するものの原本（コピーは不可）、及び渡航時の為替レートを示す資料を添付して請求するものとする。

(外部機関からの依頼)

第4条 外部の機関からの依頼による出張の場合には、依頼先の規則・細則による。

附則

この細則は、平成12年8月28日に新規制定したもので、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成23年8月30日理事会議決）

この変更細則（第5条追加）は、平成23年8月30日から施行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に一部改訂したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 5 月 16 日理事会議決)

この細則は、平成 29 年 5 月 16 日に一部改訂したもので、その日から施行する。

別表(1) 外国旅行における宿泊料の上限

指定都市	その他
22,500 円	15,100 円

注-1 機中および車中など移動中の宿泊費は支給しない。

注-2 「指定都市」は、以下の都市とする。

シンガポール、ロスアンジェルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、  
ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジェッダ、クウェート、リアド、アビジャン